せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

かりやししゃかいふくしじむしょ
刈谷市社会福祉事務所
（刈谷市役所福祉健康部生活福祉課）

〒４４８－８５０１
刈谷市東陽町１丁目１番地
ＴＥＬ ０５６６－６２－１０３８
ＦＡＸ ０５６６－２４－２４６６

開所時間　平日　８時３０分から１７時１５分
（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始は休み）

令和７年６月１日改訂

生活保護とは

国が定める最低生活費を下回る収入で、自分の能力や資産、他の制度を利用しても生活を維持できない場合に、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する日本国憲法第２５条の規定に基づき制定された生活保護法（以下、「法」）により、**「最低限度の生活の保障」**と**「自立した生活を送るための支援」**をする制度です。

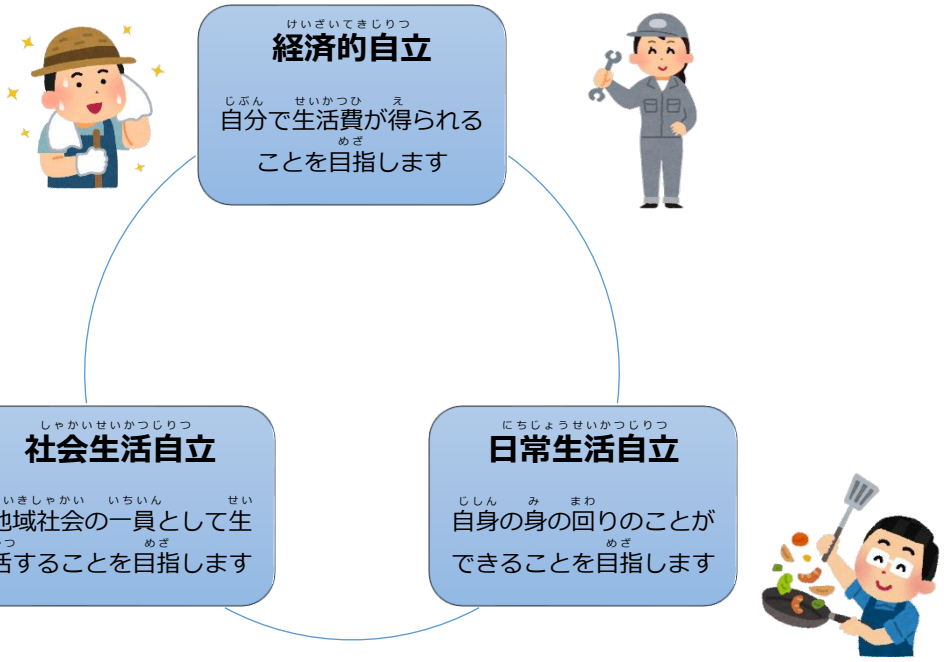

生活保護利用までのながれ

1 相談
生活福祉課の窓口で、困っている状況をお話しください。担当者がご家庭の状況を詳しくお聞きし、生活保護制度の説明と他の利用可能な制度について考えます。

2 申請
生活保護を利用するためには、本人の意思で申請をしなければなりません。生活福祉課の窓口に申請書類を提出していただきます。本人が申請できないときは、ご相談ください。

3 調査
生活保護を申請すると、担当者がご自宅を訪問し、生活の様子を確認します。また、収入・資産の状況、他の制度の利用状況、健康状態、扶養義務者の状況などもお調べします。

4 決定
申請のあった日から**１４日以内**（特別な理由がある場合は３０日以内）に生活保護が利用できるか決定し、文書でお知らせします。

生活保護のしくみと生活保護申請後の調査内容

●生活保護のしくみ

生活保護は、世帯（同じ住居で生計をひとつにしている集まりをいいます。血縁関係、婚姻関係、住民票の異動状況は関係なく、生活の実態で世帯の認定をします。）を単位にして、その世帯の生活費、住宅費、教育費、医療費、介護費などの最低生活費と世帯全員の給料、年金、手当、養育費などの収入を比べて、生活保護が利用できるか決定します。

下図のように、**最低生活費に対し、世帯全員の収入が不足するとき**は、生活保護を利用し、**不足する額を生活保護費として支給**します。逆に世帯全員の収入が最低生活費を超えるときは、生活保護は利用できません。

最低生活費 世帯の人数、年齢、健康状態などにより厚生労働大臣が定める額	
収入 給料、年金、手当、養育費など、内容と金額問わず	不足する額 **⇒生活保護費として支給**

●生活保護申請後の調査内容

資産

預貯金、有価証券、暗号資産（仮想通貨）、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産を保有しているかお調べします。資産を保有している場合は、その資産を売却して最低生活費に充てていただくことがあります。ただし、現在お住まいの住宅、自動車、生命保険、学資保険などは、一定の条件のもとに保有が認められることがありますので、担当者にご相談ください。

稼働能力

働く能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。働く能力があり、働いていない方は、積極的に就職活動を行ってください。ただし、病気や障がいで働くことができないと医師が認めたときは、その問題解決を優先します。

扶養義務

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務がある方から援助が受けられるときは、援助を受けてください。生活保護申請後に扶養義務がある方に対して、援助の可否や程度をお尋ねする文書をお送りすることがあります。なお、親族との関係について特別な事情があるときは、担当者にご相談ください。

他の制度

自立支援医療や指定難病などの各種医療費助成、傷病手当金などの健康保険、いわゆる失業給付などの雇用保険、年金、恩給、手当、労災などで活用できる制度があるときは、優先して利用してください。

生活保護の利用が決まったとき

生活保護の利用が決まった方には、担当者が**自立に向けた支援**を行います。

●生活保護の種類

生活上の必要に応じて、**要件や基準額の範囲内で支給**します。

生活扶助
衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用（個人の年齢や世帯の人数で算定）。

住宅扶助
家賃、地代、住宅の補修、契約更新料、火災保険料、保証会社料などの費用。

医療扶助
病気やけがの治療に必要な費用（保険の適用内のもの）。福祉事務所が事前に認めた治療材料・通院交通費・施術費用。

その他
就労自立給付金、子どもの大学等進学や就職時の進学・就職準備給付金。

教育扶助
義務教育における給食費、学用品、入学時や部活動などで要する費用。

介護扶助
在宅や施設での介護サービスの利用に必要な費用。

出産扶助
分娩のための費用。

生業扶助
就労に必要な資格取得費用、高校や専修学校の就学費用。

葬祭扶助
死亡診断書・死体検案書料や火葬などに必要な費用。

●保護費の支給方法

毎月の保護費

生活保護費は月単位で、**毎月１日**（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始にあたるときは、その後の平日）に原則「口座振込」で支給します。

申請月は、申請日から月末までの日数を日割りで計算した額を別に指定する日に支給します。

臨時の保護費

アパートの契約更新料・小学校、中学校、高校の入学準備金、クラブ活動費、通学交通費・常時失禁状態時のおむつ代・福祉事務所の指導に基づき転居をする場合の転居費用など臨時で必要となる保護費は、事前の申請に基づき基準額の範囲内で毎月の保護費とは別に指定する日に支給します。

●保護費の返還と徴収

返還（法第６３条）

過去の分の年金や手当を受けとったとき、資産を処分して収入を得たとき、その他何らかの理由により保護費を多く受けとったときは、受給した保護費を上限に全部または一部を返さなければなりません。

徴収（法第７８条）

収入がありながら届け出をしなかったとき、うその届け出をしたときなど不正な手段により保護費を受けとったときは、保護のために要した費用の全部または一部を徴収します。また、内容によっては、徴収する額の最大４０％を加算して徴収すること、法第８５条の規定に基づき３年以下の拘禁刑または１００万円以下の罰金に処せられること、刑法の規定に基づき処罰されることがあります。

扶養義務者からの徴収（法第７７条）

扶養義務者が、十分な扶養能力がありながら扶養をしなかった場合には、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で、保護のために要した費用の全部または一部を徴収することがあります。

生活保護を利用する方の権利と義務

●権利

1　正当な理由なく、生活保護を変更されたり、受けられなくなったりすることはありません。

2　受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられることはありません。

3　受け取る保護費や保護の物品が差し押さえられることはありません。

※生活保護の開始、停止、廃止、変更などの決定の内容に不服があるときは、決定を知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

☆減免制度☆

申請に基づき、市民税・県民税・森林環境税、固定資産税、国民年金保険料、ＮＨＫ放送受信料、し尿くみ取り料などの減免を受けられる場合があります。

●義務

1　生活向上に向けた努力をしてください。

2　保護費は支給目的のために利用してください。

3　法に基づく指導・指示を守ってください。指導・指示を守らないときは生活保護を利用できなくなることがあります。

○その他

1　生活保護申請後は、原則として自動車の保有と自分名義またはレンタカー、親族、知人など他人名義の**自動車の使用（運転）は認められていません。**

2　現役暴力団員及びその者と事実上生計を一にする者は、生活保護を利用できません。

3　担当者が定期的にご家庭を訪問し、生活状況を調査します。訪問調査に応じていただけないときは、生活保護を利用できなくなることがあります。

生活保護を利用する場合の届出

以下のときは、保護費を調整することがあるため原則、**事前に届け出て**ください。

●世帯状況に変化があったとき

（例）

・病院に通院、入退院するとき

・交通事故にあったとき

・転居するとき

・家族に変化があったとき（出生、死亡、転入、転出、結婚、離婚、入学、休学、退学）

・就職、退職したとき

・健康保険の資格を取得、喪失したとき

・帰省や海外渡航などで家を長期間留守にするとき

・銀行口座の開設や生命保険の加入、解約、名義変更をするとき

・家賃、地代が変更されるとき

・そのほかに生活の状況に変化があったとき

●収入に変化があったとき

（例）給料、賞与、年金・企業年金・雇用保険などの公的な手当、還付金、生命保険・共済保険などの保険金・解約返戻金、交通事故の補償金・慰謝料、離婚に伴う財産分与・慰謝料、子どものための養育費、仕送り、義援金、奨学金、借金

※記載したものは例です。**収入があったときは、すぐに収入申告書と資料を提出**してください。収入がないときも定期的に収入申告書を提出してください。

正しく収入を届け出たときは、収入の種類によって控除（収入から一部を差し引いて手元に残すこと）や収入として認定しない取扱いを受けられることがあります。担当者にご相談ください。

届出がなく、事後に判明した場合は、法第７８条の規定に基づき**保護のために要した費用の全部または一部を徴収**することがあります。

お問い合わせ先・相談先

●ケースワーカー（地区担当員）

ケースワーカーが、生活保護を適正に実施するために家庭訪問や電話により収入や生活状況をお聞きします。また、生活上の悩みや困りごとの相談に応じます。相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。

●民生委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて社会福祉全般にわたって、皆さんの相談相手となる人です。福祉事務所と協力関係にあります。相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。